

岩手県告示第252号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成19年岩手県告示第645号）2で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から通知があった。

平成21年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 県内全域
- 2 実施した期間 平成19年9月3日から平成21年1月7日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）